

特定非営利活動法人富士ハンドボールクラブ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士ハンドボールクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富士市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域におけるハンドボール競技の普及及び育成を図るとともに、小中学生の健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ハンドボールの普及及び育成に関する事業
- (2) 小中学生を対象としたスポーツ教室及びクラブ運営事業
- (3) 指導者の育成及び派遣事業
- (4) 大会、講習会及びイベントの企画及び運営事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員（この法人の目的に賛同して入会した個人）
- (2) 賛助会員（この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体）

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名をされたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 15人以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。

- 3 役員のうちに、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及びその配偶者の3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第 18 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 31 条 理事会、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 暫定予算
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から会日の 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び是正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前号第1項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したとき、残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鈴木 史和
理 事	小口 頼一
理 事	小池 智明
理 事	荻田 丈仁
理 事	石川 直樹
理 事	齋藤 勝正
理 事	杉林 浩太郎
理 事	上柳 正仁

理 事 佐藤 和幸
理 事 篠塚 崇志
監 事 角入 亮太

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 5,000 円（1 年間分）
 - (2) 賛助会員会費 10,000 円（1 年間分）ただし、令和 9 年 3 月 31 日までは会費は発生しないものとする。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 富士ハンドボールクラブ

役 職	氏 名	住 所	報酬の有無
理事長	鈴木 史和		無
理 事	小口 頼一		無
理 事	小池 智明		無
理 事	荻田 丈仁		無
理 事	石川 直樹		無
理 事	齋藤 勝正		無
理 事	杉林 浩太郎		無
理 事	上柳 正仁		無
理 事	佐藤 和幸		無
理 事	篠塚 崇志		無
理 事	渡邊 純子		無
理 事	渡邊 恵里		無
監 事	角入 亮太		無

特定非営利活動法人 富士ハンドボールクラブ 設立趣旨書

1 趣 旨

近年、地域における子どものスポーツ環境は大きな変化の中にあり、特に学校部活動の縮小や担い手不足により、継続的な競技活動の機会が減少しています。

当市においては、ハンドボール競技の普及基盤が十分とは言えず、体験機会の確保や競技継続の環境整備が課題となっています。

こうした状況の中、これまで市ハンドボール協会においては、小中学生を対象とした教室の開催や大会運営など、競技の普及に努めてまいりました。しかし、競技として専門的・継続的に取り組みたい子どもたちに対しては、十分な受け皿が整っていない現状があります。

そこで、地域におけるハンドボール競技の普及及び育成の充実を図るとともに、小中学生の健全な育成に寄与することを目的として、本法人を設立するものです。

本法人は、初心者・体験希望者の受け皿である協会の活動と連携しながら、競技志向の児童・生徒に対して継続的かつ専門的な指導機会を提供し、地域におけるスポーツ環境の向上に貢献してまいります。

また、指導者の育成および活動基盤の整備にも取り組み、持続可能な地域スポーツの仕組みづくりを目指します。

以上の趣旨により、ここに特定非営利活動法人を設立いたします。

2 設立に至るまでの経過

2000年4月 富士市ハンドボール協会にて小中学生向けのハンドボール教室を開講

- ・富士市体育協会よりスポーツ教室を受託
- ・総合型地域スポーツクラブの研修参加
- ・各カテゴリーで東海大会、全国大会に出場

2024年4月 中学生チームをクラブチーム化

- ・市より中学部活動地域移行のモデル事業とされる

2026年4月 小中学生約80名が教室に参加

- ・市より中学部活動の地域移行に伴い市の認定クラブの申請要請

5月 発起人会開催

7月 設立総会開催

令和8年7月15日

特定非営利活動法人 富士ハンドボールクラブ
設立代表者 鈴木 史和

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

小中学生対象のハンドボールクラブの運営を行う。指導者教育の一環として日本ハンドボール協会をはじめとする各種スポーツ協会等の外部研修に参加させ、指導力向上を図る。

2 事業に実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①小中学生を対象としたスポーツ教室及びクラブ運営事業

内 容	日時	場所	従事者	受益対象者	支出見込み額
ハンドボール指導 中学生 年150日程度 小学生 年100日程度 1日90分から120分	通年	富士体育館 北里アリーナ 吉原二中体育館 吉原高校体育館 他		県内在住者	実施無し

②指導者の育成及び派遣事業

内 容	日時	場所	従事者	受益対象者	支出見込み額
外部研修に参加	年2回	東海地区 関東地区 等		市内在住者	実施無し

以 上

令和 9 年度事業計画書

1 事業実施の方針

小中学生対象のハンドボールクラブの運営を行う。指導者教育の一環として日本ハンドボール協会をはじめとする各種スポーツ協会等の外部研修に参加させ、指導力向上を図る。

2 事業に実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①小中学生を対象としたスポーツ教室及びクラブ運営事業

内 容	日時	場所	従事者	受益対象者	支出見込み額
ハンドボール指導 中学生 年150日程度 小学生 年100日程度 1日90分から120分	通年	富士体育館 北里アリーナ 吉原二中体育館 吉原高校体育館 他	10人	県内在住者 45人	1,540,000

②指導者の育成及び派遣事業

内 容	日時	場所	従事者	受益対象者	支出見込み額
外部研修に参加	年2回	東海地区 関東地区 等		市内在住者	100,000

以 上

特定非営利活動法人 富士ハンドボールクラブ 特定非営利活動事業会計 活動予算書

令和８年度分 法人成立の日（令和８年１２月１日を想定）から令和９年３月３１日

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費	0	
2.受取寄附金	0	
3.受取助成金等	0	
4.事業収益	0	
	0	
	0	
5.その他収益	0	
経常収益計	0	
II 経常費用		
1.事業費		
(1)人件費	0	
(2)施設使用料	0	
(3)登録料	0	
(4)大会参加費	0	
(5)用具費	0	
(6)保険料	0	
(7)研修参加費用	0	
	0	
2.管理費		
(1)人件費	0	
(2)その他経費		
登記費用等	0	
HP運営費	0	
会議費	0	
消耗品費用	0	
	0	
経常費計	0	
当期経常増減額	0	
III 経常外収益	0	
経常外収益計	0	
IV 経常外費用	0	
当期正味財産増減額	0	
設立時正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	

特定非営利活動法人 富士ハンドボールクラブ 特定非営利活動事業会計 活動予算書

令和9年度分 令和9年4月1日から令和10年3月31日

科 目		金 額	
I	経常収益		
	1.受取会費	165,000	正会員5,000×13人 賛助会員10,000×10人
	2.受取寄附金	0	
	3.受取助成金等	0	
	4.事業収益	450,000	入会金10,000×45人
		360,000	小学生参加費 1,500×12カ月×20人
		900,000	中学生参加費 3,000×12カ月×25人
	5.その他収益	0	
	経常収益計	1,875,000	
II	経常費用		
	1.事業費		
	(1)人件費	720,000	指導者謝金
	(2)施設使用料	250,000	体育館使用料
	(3)登録料	250,000	日本ハンドボール協会
	(4)大会参加費	120,000	
	(5)用具費	100,000	ボール、テーピング等
	(6)保険料	100,000	賠償責任保険、傷害保険
	(7)研修参加費用	100,000	
		1,640,000	
	2.管理費		
	(1)人件費	0	事務局員を9年度は置かないため
	(2)その他経費		
	登記費用等	50,000	登記費用、法人印作成費用未払い分
	HP運営費	50,000	
	会議費	20,000	
	消耗品費用	20,000	
		140,000	
	経常費計	1,780,000	
	当期経常増減額	95,000	
III	経常外収益	0	
	経常外収益計	0	
IV	経常外費用	0	
	当期正味財産増減額	95,000	
	次期繰越正味財産額	95,000	